

マイナ不具合で無保障扱い

患者負担10割回避3割化

マイナンバーカードと一体の「マイナ保険証」の不具合により「無保障扱い」となった患者が医療費10割を請求される問題で、厚生労働省の対策案が分かった。医療機関に対し、患者の自己負担を本来の三割などにするよう求める。その後、加入保険を確認できなくとも、病院などが残りの医療費を受け取れずに不足が生じないよう補填する。関係者が二十八日明らかにした。

国が確認後 不足分補填

二十九日にマイナ保険証の厚労省推進本部で議論し、月内にも医療機関などに通知する見通し。厚労省は保険証がなくて

も保険診療を受けられる災害時と同様の仕組みを活用。患者は本来の自己負担分で済む。マイナ保険証を巡る国民や医療現場からの

✓身分証と照合 ✓ノーマスクで

総務省 誤交付で点検リスト

総務省は、マイナンバーカードを別人に誤交付するなどの人的ミスが相次いだことを受け、本人確認の徹底など再発防止に向けたチェックリストを作成し、全国の自治体に27日付で送付した。

リストは13項目。本人確認の際は、免許証やパスポートなどの身分証明書と、カードに記載された情報を確実に照合するよう要請。記載情報と顔写真が本人のものかどうか、本人に確認しながらカードを渡すことも盛り込んだ。

窓口に来た住民がマスクを着用している場合は、マスクを外してもらうことも求めた。

カードの交付申請を手伝うケースでは、顔写真の撮影時や申請書への添付時にミスが起きやすいとして、住民の氏名を書いたホワイトボードと一緒に撮影したり、複数の職員が確認して添付したりするよう促した。

マイナカードを巡っては同姓同名の別の人のカード交付や、別人の顔写真を載せるなどのミスが判明している。

批判をかわしたい考えだ。

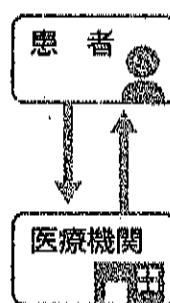
無保障扱いとなる要因

は、転職などによる加入保険変更の反映遅れや、カード読み取りや通信のトラブルなど

ルなど。
対策案では、マイナ保険証に不具合があり、従来の健康保険証も持参していない

い場合、医療機関はマイナカード券面の顔写真や生年月日などで本人確認をした上で、患者に三割分などを

マイナ保険証の医療費10割請求問題



加入保険が確認できず
医療費を10割請求

- ▶ 3割負担分などを患者に請求
- ▶ 事後的に国の審査機関が加入保険を確認
- ▶ 加入保険が不明のままの場合、医療機関の「未収金」が生じないよう補填

一方、無保障などで加入保険が不明のままとなるケースも想定される。この場合は通常、医療機関に診療報酬を医療機関に支払う。
請求。患者は医療機関に保険の加入情報を申告、国の審査機関がこれを基に確認した上で、患者負担分を除く診療報酬を医療機関に支払う。